

市立高教組ニュース

第 5 号 2014年12月6日(金) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 笠原 好修

昨年を上回る期末勤勉手当を獲得！！ 現給保障減額阻止！！

12月の期末勤勉手当について

名古屋市では、未だ人事委員会の勧告を市長が拒否していますが、市労連では人事委員会の勧告に沿った給与の改定を今確定交渉において勝ち取ることが出来ました。従いまして、私たちの12月の期末勤勉手当は2.2月分となりますが、12月10日に支給される期末勤勉手当は、2.05月分となります。残りの0.15月分は、差額として支給されます。

さて、ここでいう2.05月分とは、何の2.05月分かという、下の式での計算によります。

$$\text{基礎額} = (\text{給料} + \text{現給保障差額} + \text{教職調整額} + \text{扶養手当} + \text{地域手当}) \\ + (\text{給料} + \text{現給保障差額} + \text{教職調整額}) \times 1.03 (\text{地域手当分}) \times \text{傾斜配分率}$$

※ 傾斜配分率は、勤続10年で0.05、勤続26年で0.1(教諭)となります。

実習教員は、勤続20年で0.05、勤続32年で0.1

となりますので、この基礎額の2.05月分が冬の期末勤勉手当額となります。

久々の差額支給！

期末勤勉手当の増加0.15月分と、新給料表と旧給料表の差額の9か月分(4月～12月分)がまとめて12月25日(木)に給料差額として支給される予定です。ちなみに私の場合は2-101号俸なので、差額はおよそ8万円となる予定です。(期末勤勉手当分約73,750円、月例給分7,200円)

勧告された給料表(抜粋)

号俸	現行	勧告	差額
2-7(初任者)	199,300	201,500	2,200
2-30	254,400	256,400	2,000
2-50	307,300	309,100	1,800
2-70	351,400	352,700	1,300
2-90	383,900	384,900	1,000
2-110	405,900	406,500	600
2-130	418,500	418,600	100
2-150	427,800	427,800	0
再任用フルタイム	275,900	275,900	0

現給保障の減額を阻止するも28年度には廃止

2007年の給与構造改革で、給与が平均4.6%減額されました。しかし、急に給料が減額されては生活に影響を及ぼすので、新しい給料表で当時の給料月額を超えるまでは当時の給料月額を保障するという、仙台市では、給料に差額を支給していました。(宮城県では既に廃止されています)市当局は来年度保障額を半分カットし、再来年度には廃止したいと提案してきました。市労連は交渉で来年度の半分カットを満額支給に押し戻しましたが、再来年度の廃止を阻止することは出来ませんでした。

県では国家公務員に倣って、来春から給料表が切り替わり、平均1.5%程度給料が引き下げられます。仙台市ではこの差額支給制度があるため、国に倣った改定は行わなかったのではないかと組合では考えています。

今後は、給与制度の総合的見直しに向けて、仙台市も人事評価制度等を導入しなければいけません。組合としては、どういった評価の仕方がいいのか、仙台市と一緒に考えていきたいと考えています。

組合への加入はお近くの分会員へお声掛け頂くか、県の書記局(TEL 022-234-1335)までご連絡下さい。みんなで働きやすい職場を作りましょう！

<お知らせ>

勤務時間の割り振り制度

勤務時間外に、勤務をする場合は、あらかじめ届け出が必要ですが、各校には勤務時間の割り振り簿があると思いますが、15分単位で申請できます。例えば、学年会議が長引いたとき、進路指導部で書類の発送準備のため、全員で遅くまでかかった時、生徒部での朝の立ち番指導、勤務時間後の補講、入試の採点、その他でやむを得ず勤務する場合は、勤務時間の割り振り簿に記入をしておくことで、後でその分の休みを取得できます。ただし、4週間の縛りがありますので、その4週間内で割り振りを行うようにしてください。場合によっては、事前に休暇を割り振ることもできます。面倒なので、年休で休暇を取得しがちですが、この制度は仙台市独自の制度ですので、有効活用したい制度です。

※ ただし、1日に休暇を8時間割り当てることは出来ません。その場合は、7時間を割り当て、1時間を年休として下さい。